

グリーン調達ガイドライン

2004年10月

株式会社NHVコーポレーション

はじめに

地球環境の保全が人類共通の重要課題であるとの認識が企業経営においても重要視されています。

私たち株式会社NHVコーポレーション及び日新電機株式会社における役割としては、製品・技術を通して少しでも地球環境保全のために貢献することであり、「人と地球の未来のために、企業活動のあらゆる面で、環境の保全と調和に配慮して行動する」という基本理念に基づき、クリーンエネルギーを始め、省エネルギーや排煙処理等の環境保全に有効な新技術・製品の開発及び省エネルギー、省資源・リサイクルなどの活動専門委員会を組織し、環境問題に取り組む等、企業活動のあらゆる面で、環境の保全と調和に配慮して行動しております。

このような観点から、調達活動においても環境への負荷の少ない物品及びサービスを優先調達すると共に、有害化学物質の不使用や削減を目指した「グリーン調達」の推進に取り組むべく、この度「グリーン調達ガイドライン」を改訂いたしました。

今後、株式会社NHVコーポレーション及び日新電機株式会社の調達部門は、このガイドラインに基づきお取引先様と共にグリーン調達を推進していきたいと考えております。

地球環境保全に対する取り組みの重要性をご理解いただき、ご協力の程宜しくお願いいたします。

目 次

1. NHVコーポレーションの環境保全活動.....	1
1-1 環境理念.....	1
1-2 環境方針.....	1
2. NHVコーポレーション グリーン調達の方考え方.....	2
2-1 目的.....	2
2-2 NHVコーポレーションの取り組み.....	2
2-3 本ガイドラインの適用範囲.....	2
2-4 用語の定義.....	2
2-5 お取引先様の評価・選定基準.....	2
3.環境関連物質と管理ランクの定義.....	4
3-1 環境関連物質の定義.....	4
3-2 管理ランクの定義.....	4
4. お取引先様への調査について.....	5
4-1 調査対象.....	5
4-2 調査方法.....	5
4-3 調査実施.....	5
4-4 機密保持.....	5
5. 本ガイドラインの取扱いについて.....	6
6. お問い合わせ先.....	6

【付属資料】

【別表1】環境関連物質リスト

1. NHVコーポレーションの環境保全活動

当社は、「環境方針」を制定し、環境の保全と調和に取り組んでいます。

1-1 環境理念

(株)NHVコーポレーション及び日新電機(株)は地球環境の保全が人類共通の重要課題と認識し、企業活動のあらゆる面で、環境の保全と調和に配慮して行動する。

(株)NHVコーポレーション及び日新電機(株)は受変電設備、調相設備、制御システム、ビーム応用装置等の開発、設計、製造、販売、据付、保守・点検及びサービスを行っていることを踏まえ、次の環境方針に基づき行動する。

1-2 環境方針

- (1)ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムに従い、環境汚染の予防を推進すると共に、環境負荷の低減とその継続的改善に努める。
- (2)製品の設計から使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて、環境に配慮した製品づくりを行う。
- (3)事業活動全般の環境影響評価を行い、環境目的・目標を定め、定期的に見直しを実施する。
- (4)環境関連の法規、規制及び協定、受入を決めたその他の要求事項を遵守すると共に、自主基準を設けこれを管理する。
- (5)環境負荷の低減を目指した次の活動を重点的に取り組む。
 - 省エネルギー活動により、電力を主体としたエネルギー使用量の低減を促進し、併せて炭素ガスの発生量を削減する。
 - 資源を有効に利用するため、資源の節約と木屑、紙屑、廃プラスチック等の廃棄物の削減・再利用を促進する。
 - 地球温暖化に影響をおよぼす電気絶縁ガス(SF₆)の大气への排出を抑制する。
 - 排水、油及び化学物質の漏洩等による環境汚染を防止する。
- (6)この環境方針は、社内教育及び啓発活動等を通じて全従業員並びに全構成員に周知すると共に、一般にも開示する。

2. NHVコーポレーション グリーン調達の方

2-1 目的

「人と地球の未来のために、企業活動のあらゆる面で、環境の保全と調和に配慮して行動する。」という基本理念に基づき、その一環として、環境への負荷の少ない製品・部品・材料・原料のグリーン調達を推進します。

2-2 NHVコーポレーションの取り組み

- (1)環境保全を推進しているお取引先様からの調達促進。
- (2)環境への負荷が少ない製品・部品・材料・原料の調達率拡大。

2-3 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、全ての調達品・サービスに適用します。

2-4 用語の定義

本ガイドラインで使用する、主な用語の定義は下記の通りです。

【環境関連物質】

グリーン調達の観点で、(株)NHVコーポレーションが注目する物質。
別表1参照。

【JGPSSI】

グリーン調達調査共通化協議会の英文略称。

JGPSSI : Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative
調査対象リスト及び回答フォーマットを共通化することで、グリーン調達調査に関わる取引先の調査労力を軽減し、回答品質の向上を目的とした協議会

【含有全廃物質】

欧州RoHS（電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限）指令で示される物質

2-5 お取引先様の評価・選定基準

お取引先の選定に当たっては、品質（Q）・価格（C）・納期（D）・サービス（S）に加え、お取引先の環境保全活動への取組み状況（E）を評価します。

(1) 評価項目

ISO14001の認証またはKESや第三者機関の認証を取得していること。
グリーン購入を実施している。または推進計画があること。
ISO14001やKES、第三者機関の認証の取得計画があるまたは環境保全に対し、以下10項目の取組みが積極的に実行されていること。

- a)環境管理推進組織の設置
- b)当該組織の社内的位置づけ、および機能の明確化
- c)経営トップの当該組織への参画状況
- d)水質汚濁防止法等の環境関連法規の遵守
- e)環境を配慮した資材活用の計画
- f)環境に配慮した製造工程の改善計画
- g)従業員への環境保全に関する教育計画と実施状況
- h)当社環境方針の理解
- i)当社が定める使用禁止物質を使用していないこと
- k)環境に配慮した製品作りの推進

前提条件として、近年、関係監督官庁からの環境に関する処罰を受けていないこと。

(2)選定基準

お取引先様の選定基準

上記の評価項目に基づき、環境保全活動を推進されているお取引先様からの調達を優先する。

調達品・サービスの選定基準

品質及び価格に加えて環境負荷低減に関する次の項目について、より優れている調達品を優先的に採用します。

- a)環境関連物質の管理
 - 調達品に含有される環境関連物質が、第3章の管理ランクに応じ禁止・削減・管理されていること。
- b)省資源
 - 資源の消費が少ないこと。
- c)長期使用可能
 - 長期間の使用ができること。
- d)リユース可能
 - リユース（再使用）が可能であること。
- e)リサイクル可能
 - リサイクルが可能であること。
- f)リサイクル材料の利用
 - リサイクル材料を多く利用していること。
- g)処理処分の容易性
 - 廃棄されるときに処理や処分が容易なように解体配慮設計されていること、または分解可能なこと。
- h)省エネルギー
 - エネルギーの消費が少ないこと。

3.環境関連物質と管理ランクの定義

3-1 環境関連物質の定義

環境関連物質 = (a) - (b)

- (a) 母集団の基準：次にあげる、法令等で規制されている物質、または有害性の評価によりリストアップされている物質
- ・労働安全衛生法
 - ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
 - ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
 - ・欧州 RoHS (電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限) 指令
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律
 - ・大気汚染防止法
 - ・JGPSSI がまとめた「グリーン調達調査共通化ガイドライン」の化学物質調査の対象としてリストアップされている物質
 - ・(株)NHVコーポレーション自主環境関連物質
- (b) 選定除外物質：調達品に含有されないと考えられる物質 (例えば有機合成原料) 及び農薬、医薬品などに用途が限定される物質。
ただし、禁止物質については選定除外対象とはしない

3-2 管理ランクの定義

A :【使用禁止物質】

法令等で使用・製造を禁止しているもの、及び(株)NHVコーポレーションが使用禁止しているもの

B :【含有全廃物質】

欧州 RoHS 指令で示される物質

C :【削減対象物質】

削減・代替化など環境負荷低減活動に努める物質、またはクローズドシステムの採用により回収・無害化の実施により可能な限り環境に与える影響を抑制する物質

- ・オゾン層保護法の別表の 6 項
- ・地球温暖化対策推進法に定める「温室効果ガス」の 4 , 5 , 6 項
- ・事業者による大気汚染汚染物質の自主管理促進のための指針に削減が求められている物質
- ・(株)NHVコーポレーションが環境への排出を削減しようとしている物質

D :【含有量調査物質】

上記 A , B , C 以外で JGPSSI の報告対象物質

以上の基準で選定した環境関連物質とその管理ランクを別表 1 に示します。
(別途、管理ランク別に使用状況等の調査をいたします)

4. お取引先様への調査について

4-1 調査対象

お取引先様の環境保全活動に関する取り組みについて、部品・材料・設備・事務用品を納入していただくお取引先様（製造業者様は事業所）を対象とします。

貴社が商社・代理店の場合には、納入していただく商品の製造業者様に記入をご依頼いただくか、貴社の責任において調査・回答いただいても結構です。

4-2 調査方法

グリーン調達取引先調査と部品等の環境関連物質(管理ランク毎)の調査を実施いたします。

別途、調査依頼を行いますので、必要事項をご記入後、郵送か FAX にてご返送をお願いします。

なお、様式類は下記の URL にご用意しておりますので、適宜ダウンロードください。

[F A X] (075) 882-1122 [E-mail] green-pro@nhv.jp
[U R L] <http://www.nhv.jp/green.htm>

4-3 調査実施

調査は原則として年 1 回とします。尚、新規のお取引や調査票の内容に変更が生じた場合は、その都度調査票の提出をお願いします。

4-4 機密保持

ご回答いただいた内容は、弊社社内のみで使用し、外部に公表することはありません。

5. 本ガイドラインの取扱いについて

本ガイドラインでは、リストなどの中いくつかの材料について法令の引用と規制限度について言及していますが、これらの引用及び規制限度を遵守目的で利用しないで下さい。

また、材料及び化学物質に関する望ましい使用方法ならびに法的規制・禁止の例も提示していますが、それらの例は参照のためだけのものであり、すべての使用方法・規制・禁止を包括的に言及しているわけではありません。個別の遵守については法令に従ってください。

本ガイドラインに記載された目的に合致しないガイドラインの利用については、責任を持つ、もしくは保証するものではありません。

本ガイドラインに材料及び化学物質が列挙されていても、その列挙によってそれらの環境または健康への影響に関する判断を暗示または表示をしているわけではありません。

6. お問い合わせ先

日新電機株式会社
品質・環境・安全センター
環境管理グループ
TEL (075)864-8913
FAX (075)864-8431
E-mail:ern@ml.nissin.co.jp

株式会社NHVコーポレーション
生産部
計画調達グループ
TEL (075)864-8811
FAX (075)882-1122
E-mail:green-pro@nhv.jp

【改訂履歴】

2004年10月	初版発行
2005年 2月	URL 訂正

【別表1】環境関連物質リスト

No	管理 ランク	JGPSSI No	和名	用途例	適用法(略記含む)/指針
1	A	C01	アスベスト(石綿)	摩擦材料、ガスケット、断熱材、保温材、ブレーキライニング	労働安全衛生法 (アスベストの一部は日新自主規制)
2	A		ビス(クロロメチル)エーテル		
3	A		ベンジジン及びその塩		
4	A		ベンゼン(ゴムのりのみ)	ゴムのり	
5	A		黄りん(マッチのみ)	マッチ	
6	A		4-アミノフェニル及びその塩		
7	A		4-ニトロフェニル及びその塩		
8	A		-ナフチルアミン及びその塩		
9	A		ダイオキシン類	その他(非意図的生成物)	日新自主規制
10	A		2,4,6-トリ- <i>t</i> -ブチルフェノール	酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑油用又は燃料油用)、潤滑油	化学物質の審査及び製造等の 規制に関する法律
11	A		DDT	農薬(殺虫剤)	
12	A		N,N-ジトリル- <i>p</i> -ラ-フェレンジアミン、N-トリル- <i>N</i> -キシリル- <i>p</i> -ラ-フェレンジアミン又は N,N-ジキシリル- <i>p</i> -ラ-フェレンジアミン	ゴム老化防止剤、スチレンブタジエンゴム	
13	A		アルドリル	農薬(殺虫剤)	
14	A		エンドリン	農薬(殺虫剤)	
15	A		クロルデン類	農薬(殺虫剤)	
16	A		デイルドリル	農薬(殺虫剤)	
17	A		トキサフェン	殺虫剤、殺ダニ剤(農業用及び畜産用)	
18	A	A17	ビス(トリブチルスズ)=オキシド	船底塗料、漁網防腐剤、インキ、ゴム	
19	A		ヘキサクロロベンゼン	殺菌剤、有機合成原料	
20	A	B06	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	機械油等	
21	A	B05	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	熱媒体、コンデンサ油、旧式トランス、ノンカーボン紙	
22	A		マイレックス	殺虫剤・殺菌剤、難燃剤(樹脂、ゴム、塗料、電気製品等)	
23	A	C04	オゾン層破壊物質(除く、HCFC) 4	フロンガス、冷媒、発泡剤、消化剤	
24	B	A05	カドミウム及びその化合物 1	顔料、電池、合金、めっき、塩ビ安定剤、接点、プラスチック	欧州RoHS(電気電子機器に含まれる特定有害 物質の使用制限)指令
25	B	A07	六価クロム化合物	研磨剤、顔料、革なめし剤、めっき、電池	
26	B	A09	鉛及びその化合物 1	鉛管、鉛板、蓄電池、電線被覆、はんだ、ゴムの硬化剤(二酸化鉛)、防腐剤、ガラス、プラスチック、塗料	
27	B	A10	水銀及びその化合物 1	乾電池、蛍光灯、体温計、触媒、分析用試薬	
28	B	B02	ポリ臭素化ビフェニル(PBB類)	難燃剤、プリント基板、樹脂	
29	B	B03	ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE類)	難燃剤、プリント基板、樹脂	
30	C		パーフルオロカーボン(PFC)	フロンガス、半導体エッチング、洗浄剤、絶縁	地球温暖化対策の推進に関する法律
31	C		ハイドロフルオロカーボン(HFC)	フロンガス、冷媒	
32	C		六ふっ化硫黄(SF6)	遮断器の絶縁材、絶縁ガス	
33	C	C04	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC) 4	フロンガス、冷媒、発泡剤	
34	C		1,2-ジクロロエタン	溶媒	大気汚染防止法 (事業者による大気汚染物質の自主管理促進 のための指針)
35	C		1,3-ブタジエン	ゴム原料	
36	C		アクリロニトリル	顔料、合成樹脂	
37	C		アセトアルデヒド	溶剤、洗浄剤	
38	C		塩化ビニルモノマー	合成樹脂	
39	C		ジクロロメタン(塩化メチレン)	ペイント剥離剤、洗剤	
40	C		テトラクロロエチレン	溶剤	
41	C		ベンゼン(ゴムのりを除く)	塗料、溶剤	
42	C		トリクロロエチレン	溶剤、洗浄剤	
43	C		トリクロロメタン	溶剤、洗浄剤	
44	C		二硫化三ニッケル	触媒	
45	C		ホルムアルデヒド	界面活性剤、殺菌剤	
46	C		硫酸ニッケル	亜鉛及び真鍮の着色剤	
47	C		エチルベンゼン	塗料	
48	C		キシレン	塗料	
49	C		トルエン	塗料	
50	D	A04	ビスマス及びその化合物 1	低融点合金、触媒、永久磁石、半導体	グリーン調達調査共通化 協議会(JGPSSI)
51	D	C05	フタル酸エステル類 6	可塑性	
52	D	A01	アンチモン及びその化合物 1	半導体材料、合金、難燃剤、顔料、ガラス清浄剤、触媒	
53	D	A11	ニッケル及びその化合物	電気めっき、電鍍、触媒、媒染剤、着色剤、電池	
54	D	A02	ひ素及びその化合物 1	高純度半導体、低純度合金添加(窒素)、防腐剤、医薬品原料 (7,8酸)、防錆剤、殺菌剤、染料製造、ガラス	
55	D	A03	ベリリウム及びその化合物 1	合金、研究用試薬、金属ベリリウム精練、ガラス	
56	D	B07	ポリ塩化ビニル(PVC)	樹脂材料、合成樹脂	
57	D	B09	短鎖型塩化パラフィン 2	難燃剤、可塑性、電線被覆	
58	D	D01	銅及びその化合物 1	顔料、電池、冶金、銅めっき、塗料、着色剤、触媒	
59	D	C06	放射性物質	光学ガラス、フィルム	
60	D	A18	トリブチルスズ(TBT)類、トリフェニルスズ(TPT)類	安定剤、酸化防止剤	
61	D	C02	アゾ染料・顔料 3	電線被覆	
62	D	A13	セレン及びその化合物 1	感光体、顔料、半導体	
63	D	A16	マグネシウム 1	電池、ガラス、ジュラルミン	
64	D	B08	臭素系難燃剤(PBB・PBDEを除く) 5	難燃剤	
65	D	D02	金及びその化合物 1	半導体、電極、めっき	
66	D	D03	パラジウム及びその化合物 1	めっき、基板、電極	
67	D	D04	銀及びその化合物 1	めっき、基板、電極	

1: 金属にはその合金を含みます。
 2: 炭素鎖長: 10 - 13の短鎖型塩素化パラフィンを対象とします。
 3: 特定アミンを形成するアゾ染料・顔料で、対象用途は直接かつ長時間、皮膚に接触する
 部位に限ります(特定アミンとは、EC指令76/769/EEC、第19次修正指令によって指定さ
 れているアミン化合物です)。
 4: モントリオール議定書対象物質
 5: ISO1043-4 コード、またはCAS No.のどちらかで回答して下さい。
 6: 対象は既述のアクセスメントを実施している次の5種の化学物質に限ります。
 ・フタル酸ジブチル ・フタル酸(2-エチルヘキシル) ・フタル酸ジイソニル
 ・フタル酸ジソフタニル ・フタル酸イソペンジン

<管理ランクの定義>
 A: [使用禁止物質]
 B: [含有全廃物質]
 C: [削減対象物質]
 D: [含有量調査物質]